

(証券コード:6137)

平成21年 6 月26日

株 主 各 位

東京都江戸川区西小岩三丁目35番16号
(本社事務所 東京都墨田区太平三丁目4番8号)

小池酸素工業株式会社
代表取締役社長 小 池 哲 夫

第86期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、本日開催の当社第86期定時株主総会におきまして、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第86期（平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第86期（平成20年 4 月 1 日から平成21年 3 月31日まで）
計算書類報告の件

本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第86期期末配当金につきましては、当社普通株式1株につき金7円50銭と決定いたしました。

第2号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決され、変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

変更前	変更後
<p>第1条～第6条 (条文省略)</p> <p><u>第7条 (株券の発行)</u></p> <p>当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p><u>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第10条 (単元未満株式についての権利)</p> <p>当社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>	<p>第1条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条 (単元株式数)</p> <p>当社の単元株式数は、1,000株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>第9条 (単元未満株式についての権利)</p> <p>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</p> <p>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(4) 次条に定める請求をする権利</p>

変更前	変更後
<p>第11条 (条文省略)</p> <p>第12条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</p> <p>第13条～第43条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>第10条 (現行どおり)</p> <p>第11条 (株主名簿管理人)</p> <p>当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第12条～第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>(附 則)</u></p> <p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除する。</p>

第3号議案

取締役13名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、小池康雄、小池哲夫、横田 修、山脇真一、石田孝道、高関利男、足立俊幸、三宅清償、今城 進、岡崎 隆、丸山要一、小池正孝および吉田修一の13氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

平成21年6月26日に開催された本總會終了後開催の取締役会および監査役会の決議により、取締役および監査役の新陣容は次のとおりとなりました。

取締役会長	小池康雄
代表取締役社長	小池哲夫
専務取締役	横田修
常務取締役	山脇真一
常務取締役	石田孝道
常務取締役	吉田修一
取締役	高関利男
取締役	足立俊幸
取締役	三宅清償
取締役	今城進隆
取締役	岡崎
取締役	丸山要一
取締役	小池正孝
常勤監査役	清水一馬
監査役	友國八郎
監査役	小池清次
監査役	吉田吉郎

(注) 監査役友國八郎、小池清次および吉田吉郎の3氏は、社外監査役であります。

配当金のお支払いについて

前記第1号議案の決議により確定しました期末配当金は、同封の「第86期配当金領収証」により、払渡期間（平成21年6月29日から平成21年7月31日まで）内にお受け取りください。

また、配当金の口座振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」を、株式数比例配分方式をご指定の方には「配当金計算書」および「配当金のお受け取り方法について」を同封いたしましたので、ご確認ください。